

Ⅲ. 埼玉県総合リハビリテーションセンター褥瘡対策チーム設置要綱

(設置目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の主として病院における褥瘡発生の予防と褥瘡発生時の早期改善をめざした褥瘡対策を機動的に実施するため、センター内に褥瘡対策チームを設置する。

(業務)

第2条 褥瘡対策チームは、下記の業務を行う。

- 一 専任医師及び専任看護師は、褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価を行う。
 - 二 院内の褥瘡・医療関連機器圧迫創傷（Medical Device Related Pressure Ulcer：以下MDRPUとする）・スキンテアの予防に関すること（実施の状況の把握、評価）
 - 三 各部署の褥瘡・MDRPU・スキンテアの発生状況に関すること
 - 四 各部署からの褥瘡・MDRPU・スキンテア治療及び褥瘡・MDRPU・スキンテア対策についての相談に関すること
 - 五 各部署からの褥瘡・MDRPU・スキンテアの発生特徴に合わせた予防対策の教育・指導に関すること
 - 六 各部署の体圧分散寝具等の褥瘡対策物品の管理に関すること
 - 七 褥瘡対策マニュアルの改訂に関すること
 - 八 他、褥瘡対策に関すること
- 2 褥瘡対策チームは、審議事項のうち重要な案件については、委員会に付議するものとする。

(組織)

第3条 褥瘡対策チームは、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- 一 専任医師
- 二 専任看護師（皮膚・排泄ケア認定看護師、褥瘡看護に関する臨床経験を有する各病棟の専任の看護職員。1病棟5名、2・3病棟3名程度とし、うち1名は委員兼任者とする）。

(リーダー・サブリーダー)

第4条 リーダーは専任医師とする。

- 2 サブリーダーは専任看護師（皮膚・排泄ケア認定看護師）とする。
- 3 リーダーは、会務を統括し、褥瘡対策チームを代表する。
- 4 サブリーダーはリーダーに事故があるとき、又はリーダーが不在の時は、その職務を代理する。

第5条 褥瘡対策チームの庶務は、委員会事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、褥瘡対策チームの運営について必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月8日から施行する。

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

この要綱は、平成28年11月24日から施行する。

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

この要綱は、令和2年3月17日から施行する。